

資源エネルギー庁新エネルギー対策課 パブリックコメント担当 宛

### 「買取制度小委員会報告書(案)」に対する意見

#### 1 該当箇所 全体

##### ・ 意見内容

総論として、この制度設計の目的と理念、基本的な考え方が明記されるべきである。

##### ・ 理由

- ・ いかなる制度設計に際しても、その目的と理念に基づく基本的考え方を明確にしておくことはきわめて重要である。
- ・ 再生可能エネルギーの普及・導入拡大の目的は、地球温暖化防止を含む持続可能なエネルギー構造の実現である。急速に進行する地球温暖化に対処し、国際的に合意されている工業化以前からの気温上昇を 2℃以下にするためには、日本などの先進国は温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25～40%、2050 年までに 80～95%削減する必要があるとされ、2050 年までにエネルギーの大半を再生可能エネルギーで供給する「持続可能な低炭素社会」を構築しなければならない。そのためには、再生可能エネルギーの普及は死活的に重要な課題である。まず、このことが制度設計の目的として明記されるべきである。
- ・ 報告案には、「国民負担」に配慮すべきことが随所に記載されている。国民負担の程度については、「買取費用の負担は標準的な家庭において約 150～200 円/月程度」とされるが、現在の実質的に原子力発電のために使われている電源開発促進税収（130 円/月）を再生可能エネルギー電力買取財源に振り向けるなどの国民負担を軽減する方策も検討すべきである。さらに、現代世代だけでなく、地球温暖化の影響を蒙る将来世代の「負担」とのバランスも検討されるべきである。
- ・ 買取価格や買取期間などの検討にあたっては、再生可能エネルギー設備所有者の総必要経費が総売電収入によって補償されることが重要であるが、そうした制度理念も明記されるべきである。
- ・ 再生可能エネルギーの普及・導入拡大は、「エネルギーセキュリティの向上」や「環境関連産業育成」だけでなく、新たな雇用創出、地域環境の改善、地方の活性化、一次産業の再生などの多くの良好な波及効果を生みだし、社会全体に大きな利益をもたらすことも、明記されるべきである。
- ・ さらに、パブリックコメントで提出された意見が、どのように反映されたのかまったくわからない場合が多い。労力と時間を費やして提出される意見が、どのような取り扱いを受けたのか、公開されるべきである。

## 2 該当箇所

### 1.(4) 「太陽光発電の買取方式に関する全量買取制度の対象範囲」

(4頁35行目から5頁1行目)

#### ・意見内容

・事業用太陽光発電をはじめとしたすべての太陽光発電設備を買取の範囲とすることは支持できるが、住宅等における小規模な太陽光発電等について余剰買取とすることは、制度設計の致命的な欠陥であり、小規模な太陽光発電等についても全量買取とすべきである。

#### ・理由

・報告書(案)は、余剰電力買取が適当とする理由について、「余剰買取は売電する者の省エネインセンティブを促しつつ再生可能エネルギーの導入を進めることが可能であることや、国民負担(買取費用)を全量買取よりも一定程度抑制できる等の長所を有していること、制度変更にかかるコスト(社会的なコストを含む。)の発生等をあげる。

・住宅における太陽光発電の普及・導入拡大に必要なことは設置しても損をしない、即ち、設備所有者の総必要経費が総売電収入によって補償される制度設計である。住宅などの余剰率は大きなばらつきがあるうえ、余剰電力の量が予測できないことから、余剰電力の買取では、設置者は総必要経費が総売電収入によって経費が補償されるかどうか判断できない。また、発電規模や家族構成などによって余剰電力量が変化し、小規模太陽光発電設備所有者や電力消費を必要とする高齢者・乳幼児がいる家庭などでは余剰分が少なく売電収入も少ないという不公平が生じることになる。必要経費が補償されない多くのケースが出ると推定される。その結果、太陽光発電導入希望者が限定され、普及が抑制されることになる。

・省エネインセンティブについては、余剰買取にかかわらず、太陽光発電導入者のほとんどにみられることが明らかになっている。また、限られた太陽光発電設置者の省エネによるCO2削減量より、住宅の太陽光発電設置の大幅な普及・導入拡大によるCO2削減量のほうがはるかに大きいことは自明のことである。

・加えて、余剰買取の場合の各設置者の発電量が把握できない為、総発電量は推測するしかない。しかし、全量買取では容易に総発電量を把握出来る。全量買取は余剰買取に比して明確な利点が幾つもあることを評価するべきである。

・我々の最近の調査によれば、全量買取制度を実施しているドイツでは、市民参加による大規模太陽光発電所の設置なども含めて爆発的な普及が進んでいる。日本は太陽光発電世界1奪還計画を掲げているが、本制度案では実現できないどころか、全量買取制度を実施している多くの国の後塵を排することになるだろう。すでに人口当たりの導入量では世界で4位に落ちている。

### 3 該当箇所

#### 1.(4) 「太陽光発電の買取方式に関する全量買取制度の対象範囲」 について(5頁2行目から5行目)

##### ・意見内容

- ・当会は、住宅等における小規模な太陽光発電等についても全量買取とすべきであると主張するものであるが、仮に余剰買取制度を採用するにしても、工場・事業所等と同様に、全量買取を選択できるようにすべきである。

##### ・理由

- ・報告書案は、全量買取と余剰買取との選択制について、現行の買取制度導入以降、太陽光発電が順調に導入されていること、制度の複雑化による悪質商法や混乱の可能性等をあげて、住宅用発電設備については当面は余剰買取とすることが適当である、とする。
- ・加速する地球温暖化危機を回避するためには、省エネ、エネルギー効率改善とエネルギー源を再生可能エネルギーに転換するしか無く、とりわけ中長期的には再生可能エネルギーの大幅な導入が必要なことは自明である。そのことからすれば、「現行の買取制度導入以降、太陽光発電が順調に導入されている」などという認識は論外と言わねばならない。
- ・制度の複雑化による悪質商法や混乱の可能性などは、選択制をとることとは関係なく、もしこうした悪徳商法などが蔓延するようであれば、現行法の下でも取締を強化することによって対応可能である。それでも足りなければ悪徳商法を防止する立法などをすればよいだけである。悪質商法や混乱の可能性などは、選択制を排除する合理的な理由になっていない。
- ・また、「現行制度において、余剰型配線の下で買取りが行われている工場・事業所等においては、住宅に比べ自家消費分の電力の占める割合が大きいなど、余剰電力を生み出す余地が乏しいため、余剰買取の場合には経済的インセンティブが小さくなってしまふことから、再生可能エネルギーの導入を進める観点からは、全量買取とするのが望ましい」とするが、住宅でも、自家消費分の電力の占める割合が大きい場合が数多くありうる。

### 4 該当箇所

#### 2.(1) 「風力発電等太陽光発電以外の電源」について (5頁20行目から6頁9行目)

##### ・意見内容

- ・再生可能エネルギーの普及・導入拡大を実現する上で最も重要なことは、社会のあらゆる主体が参加できるものであるという制度設計の理念である。そういう理念に基づいて、買取価格や買取期間は、再生可能エネルギー設備所有者の総必要

経費が総売電収入によって補償されることを基本に設定されなければならない。

- ・買取期間が15年では投資回収が困難な場合が増加することは明らかである。投資回収可能性を考慮して買取期間が定められるべきである。
- ・「一律の買取価格」も、制度案の致命的な欠陥であり、電源の種類や規模などに応じて、適切な買取期間を設定すべきである。

・意見の理由

- ・買取価格や買取期間は、再生可能エネルギー設備所有者の総必要経費が総売電収入によって補償されることを基本に設定されなければならない。つまり、 $(\text{買取期間中の総発電量}) \times (\text{買取価格}) > (\text{総必要経費})$  という条件を満たすように定めることである。総必要経費には、初期費用の大部分を金融機関の融資を受けた場合の返却金をも含む。この条件であれば、誰もが公平に参加でき、買取財源を社会全体で負担することにも国民的合意を得ることができるであろう。対象とする再生可能エネルギーの種類や発電規模に応じて、この条件を満たすように買取価格と買取期間を設定すればよい。ただし、風力発電のように、設置場所の風速によって発電量に差が生じるケースでは、売電収入に大きな差が生じないように制度設計する必要がある。また、各買取価格は設備コスト等の変化に従って次第に逡減する方式を採用すべきである。
- ・こうした考えに基づけば、初期投資の80~90%程度を金融機関から融資を受けた場合でも賄える価格設定・期間とすべきであり、例えば、メンテナンスや管理費などのランニングコストを含めて、設置規模や発電条件によって適正な買取価格を設けるべきである。

5 該当箇所

2.(2)「住宅等の太陽光発電」について(6頁15行から22行目)

・意見内容

- ・「新制度の買取価格及び期間の設定に当たっては、現行制度導入以降、太陽光発電が順調に導入されている」との認識は間違いであり、削除されるべきである。
- ・住宅等の太陽光発電も全量買取とすべきである。
- ・買取期間は、投資回収可能性を考慮して定められるべきである。

・意見の理由

- ・前述のとおり。

6 該当箇所

3.(1)「RPS制度について」(8頁11行から24行目)

・意見内容

- ・新制度導入された場合、RPS制度を廃止することは賛成である。

・意見の理由

- ・ 報告書案の R P S 制度の廃止の理由に賛成である。

7 該当箇所

4 . ( 1 ) 「新設・既設についての取り扱い」( 9 頁 1 9 行目から 1 0 頁 1 行目 )

・意見内容

- ・ 既設設備の中で R P S 制度導入以前に運転を開始した設備についても、価格等に差をつけて買い取る等、何らかの措置を講ずるべきである。

・意見の理由

- ・ 報告書案は、「 R P S 制度導入以前に運転を開始した設備は、事業の計画時点においては R P S 価値の存在を前提とした買取りを見込んでいるとは言えず、このため、 R P S 制度が廃止されても当初の投資回収計画への影響は生じないと考えられる」として、特段の措置を講ずる必要はないとするが、商業的な施設はともかく、家庭用の太陽光発電などは損を覚悟で、環境のために設置した者が多いことを理解すべきである。
- ・ 先駆的に導入された太陽光発電設備による環境保護の恩恵は、我々国民が等しく受けていることを考えれば、 R P S 制度導入以前に運転を開始した設備についても、価格等に差をつけて買い取る等、何らかの措置を講ずるべきである。

8 該当箇所

5 . ( 9 ) 「系統安定化対策について」( 1 6 頁 2 8 行目から 3 4 行目 )

・意見内容

- ・ 系統安定化対策として、太陽光発電等の出力調整をすべきではない。

・意見の理由

- ・ 「太陽光発電等の出力抑制が考えられる」としている点は、太陽光発電よりもベース電力とされている石炭火力や原子力発電を優先するものであり、支持できない。それよりも先に、現在、電力業界自身が認めている電力会社相互の系統連携上の弱点箇所(電気事業連合会「電気事業における C O 2 排出量削減に向けた取組みについて」2008.7.8)の解消を電力会社の負担で行うなどにより、系統安定化が可能なことを明記するべきである。

9 該当箇所

6 . 「環境価値の取り扱い」( 1 7 頁 6 行目から 1 4 行目 )

・意見内容

- ・ 「負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるという扱いとすることが適当である」との記載は支持できる。

・意見の理由

- ・再生可能エネルギーによるグリーン電力価値の帰属は、これに関する費用の最終負担者、即ち、電気料金への乗せで負担させられている電力使用者に、その負担額に応じて帰属することが原則であり、そのことを広く国民に周知することにより、全ての電力使用者が温暖化防止に貢献しているのだとの意識を高める効果も期待できると考える。